

第三者(法人等)による戸籍・住民票等の請求について

●住民基本台帳法第12条の3第1項及び戸籍法第10条の2第1項により、契約等に基づく「権利の行使」や「義務の履行」のため、戸籍・住民票の写し等を請求する場合には下記の書類が必要です。

住民基本台帳法第12条の3第1項の正当な理由にあたるもの(例)	戸籍法第10条の2第1項の正当な理由にあたるもの(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・債権者(金融機関、不動産賃貸事業者等)が債権回収のために債権者本人の住民票(写)を取得する場合 ・生命保険会社、企業年金等が満期となった生命保険金、年金等の支払いのために契約者、年金受給者等の住民票(写)を取得する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権者(金融機関、不動産賃貸事業者等)による死亡債務者の相続人特定 ・生命保険会社による保険金受取人である法定相続人の特定

1. [申請書の記載事項](住民基本台帳法第12条の3第4項による)

<ul style="list-style-type: none"> ・会社の所在地、社名、代表者氏名、連絡先 ・法人等の代表者印、または社印 ・請求担当者の住所、氏名 ・請求目的(債権回収や債務の履行等、具体的な記載が必要です) *疎明資料の提出をお願いいたします。 ・住民票請求の場合:対象者の氏名・住所 ・戸籍請求の場合:対象者の氏名・本籍・筆頭者

2. 窓口及び郵送請求方法

	窓口請求(必要書類)	郵送請求(必要書類)	説明
法人の代表者が請求	①請求書(法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地の記載及び代表者印または社印が押印されたもの) * 1 ②疎明資料:債権債務関係等の利害関係を明らかにする書類 * 2 ③請求者が法人の代表者であることを確認できる書類(原本) * 3 ④代表者の本人確認書類 * 4 ⑤郵便物が届かないことが分かるもの * 5	①請求書(法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地の記載及び代表者印または社印が押印されたもの) * 1 ②疎明資料:債権債務関係等の利害関係を明らかにする書類 * 2 ③請求者が法人の代表者であることを確認できる書類(原本) * 3 ④代表者の本人確認書類: * 4 ⑤郵便物が届かないことが分かるもの * 5 ⑥法人の主たる事務所(本社、支店等)の所在地が確認できる書類 * 6 ⑦手数料(定額小為替) ⑧返信用封筒(送付先住所・氏名を記入、切手を貼付。)	* 1 請求の任に当たっている方(代表者)の住所、氏名も必ず記入。 * 2 提出していただいた疎明資料の返却はいたしません。 * 3 代表者事項証明書、法人の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内のもの)、ただし、支社、支店、営業所等が請求する場合には、支社、支店または営業所が記載された履歴全部事項証明を提出して下さい。なお、営業所等を登録していない場合は、法人の名称・所在地が記載されたパンフレット等(奥書証明付記)を添付願います。 * 4 運転免許証等、官公署発行の写真付。 * 5 宛名人不明、転居先不明などで返送された郵便物のコピー(住所地を訪問したが所在不明で連絡が取れないなどの旨を記載した書類) * 6 法人の登記事項証明書・事務所の賃貸契約書等、事務所の所在地の記載があり請求書に記載された事務所所在地と送付先住所が同一であるものに限ります。送付先は、上記事務所の所在地が確認できる書類に記載されている住所に限ります。
社員・代理人等が請求	①請求書(法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地の記載及び代表者印または社印が押印されたもの) * 1 ②疎明資料:債権債務関係等の利害関係を明らかにする書類 * 2 ③請求の任にあたる方が申請者である法人に所属していることを確認できる書類の写し(社員証、職員証)、または法人(法人の代表者)からの委任状 * 3 ④請求の任にあたる方の本人確認書類 * 4 ⑤郵便物が届かないことが分かるもの * 5	①請求書(法人の名称、代表者の氏名、事務所の所在地の記載及び代表者印または社印が押印されたもの) * 1 ②疎明資料:債権債務関係等の利害関係を明らかにする書類 * 2 ③請求の任にあたる方が申請者である法人に所属していることを確認できる書類の写し(社員証、職員証)、または法人(法人の代表者)からの委任状原本 * 3 ④請求の任にあたる方の本人確認書類の写し * 4 ⑤郵便物が届かないことが分かるもの * 5 ⑥法人の主たる事務所(本社、支店等)の所在地が確認できる書類 * 6 ⑦手数料(定額小為替) ⑧返信用封筒(送付先住所・氏名を記入、切手を貼付。)	* 1 請求の任に当たっている方(社員・代理人)の住所、氏名も必ず記入。 * 2 提出していただいた疎明資料の返却はいたしません。 * 3 名刺は社員証とは見なしません。 * 4 運転免許証等、官公署発行の写真付のもの。 * 5 宛名人不明、転居先不明などで返送された郵便物のコピー(住所地を訪問したが所在不明で連絡が取れないなどの旨を記載した書類) * 6 社員証・職員証・法人の登記事項証明書・事務所の賃貸契約書等、事務所の所在地の記載があり請求書に記載された事務所所在地と送付先住所が同一であるものに限ります。送付先は、上記事務所の所在地が確認できる書類に記載されている住所に限ります。